

(令和7年4月1日時点)

麦・大豆生産技術向上事業に係るQ&A

令和7年4月

本 Q&A は、本事業の考え方を示すとともに、交付等要綱、実施要領等の各種規定を補足的に説明するものです。今後、事業執行状況を踏まえ、内容を修正する可能性がありますので、適宜、最新版を御確認ください。

～ 目 次 ～

- 1 全 般
- 2 対象作物・対象経費
- 3 事業実施主体・申請方法
- 4 採択要件・成果目標
- 5 生産性向上の推進
- 6 営農技術等の導入
- 7 機械・施設の導入
- 8 都道府県及び市町村における生産性向上の取組

番号	問	答
(1 全般)		
1-1	補助金の交付ルートには市町村等を含む必要がありますか。	市町村、都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会の経由は、都道府県で定めることにより選択可能です。
1-2	実績報告の際に準備すべき資料(国及び都道府県要綱、要領にあるもの以外)は他にありますか。	- 支払い経費ごとの内訳を記載した資料や帳簿の写し等の対外的に取組内容を説明できる資料を整理してください。 - また、事業実施主体においては、作業日誌、資材購入伝票、写真等の証拠書類及び会計関係書類(見積書、納品書、請求書、領収書等)を5年間保管ください。
1-3	要望額と実績額で大きな乖離があった場合に、ペナルティーなどはありますか。	まずは、そのような事態となった原因について説明いただくことになります。その上で、状況に応じて、効率的な予算執行を推進するために、次回要望調査の予算配当の減額などの何らかの対応を検討します。
1-4	対象となる作物は、麦、大豆とされていますが、ビール用麦や黒大豆は含まれないのでしょうか。	麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)や黒大豆、種子用麦・大豆は、支援の対象となりますが、飼料用や工業用の麦・大豆は支援の対象外となります。
1-5	事業実施計画書の第2の3「受益地における作付面積、単収、団地化率、主な作付体系等」における現状の作付面積・単収・生産量・団地化率・団地化面積の年産はどのように整理すべきでしょうか。	- 事業実施計画書第2の3における面積・単収・生産量・団地化率・団地化面積の年産は作物ごとに統一してください。(すべての項目で判明している最新の年産の数字を記載してください。) - なお、実績報告の際に、添付する事業実施計画書第2の3における現状の作付面積等の年産は、以下の通りとしてください。 (麦について) 7年産を対象として支援を受ける場合には6年産、8年産を対象として支援を受ける場合には7年産としてください。 (大豆について) 6年産としてください。

(2 対象作物・対象経費)		
2-1	麦・大豆生産技術向上事業において、交付決定までに行う取組については事業対象となりますか。	一般的には、交付決定後（又は交付決定前着手届提出後）の事業のみが対象となりますが、本事業については、麦・大豆が年1作作物であり、実施時期が限定される作業等があることを鑑み、「生産性向上の推進」と「新たな営農技術の導入」については、要領の第5の1（2）、2（3）に規定する日まで遡りが可能となります。
2-2	麦は R7 年産と R8 年産のどちらか一方しか対象にならないのですか？	事業実施期間中に行う取組であれば、R7 年産、R8 年産いずれも対象になります。
2-3	対象となる作物は、基幹作のみですか。二毛作の大豆は対象とならないのでしょうか。	補助対象となる麦・大豆については基幹作、二毛作の別はありません。
2-4	他事業とあわせて本事業を利用する場合において、麦・大豆生産技術向上事業の補助対象から除かれるものを教えてください。	- 国の補助事業については全く同一の取組に要する経費として、複数の事業の補助を受けることは二重補助として禁止されています。 - 例えば、排水改善を目的とした機械の導入に対して、本事業と別事業の両方を活用することは出来ません。一方、水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金については、主食用米以外の作物への転換とそれによる魅力的な産地づくりに向けて地域の裁量で対象作物や単価を設定するものであり、掛かり増し経費を支援するものではないことから、原則として本事業との二重補助には当たりません。ただし、各農業者の掛かり増し経費を具体的に特定して、当該経費分のみを補助対象としている場合などは、個別に相談してください。
2-5	麦・大豆生産技術向上事業と畑作物産地形成事業は、重複交付が可能か。	- 本事業と畑作物産地形成促進事業における営農技術導入に対する支援は、取組の新規性などの観点で違いはあるものの、いずれも掛かり増し経費相当を補助対象としていることから、同一の技術を選択する形で両方の事業から支援を受けることはできないものとして整理しています。 - 例えば、畑作物産地形成事業の取組の一つとして「土壌診断等に基づく土づくり」を選択する場合、本事業において「土壌診断に基づく土づくり」の支援は受けられません。

(3 事業実施主体・申請方法)		
3-1	本事業はどのような事業実施主体を想定していますか。	地域農業再生協議会、農業協同組合、集落営農組織等（受益農業従事者のうち常時従事者（150日以上）が5名以上）を想定しています。なお、複数の事業実施主体が同じ地域を重複して申請することは認められません。
3-2	1法人で申請することは可能ですか。	国産化プランが作成されており、常時従事者（150日以上）が5名以上であれば申請は可能です。
3-3	同一地域再生協に所属する JA や地区（集落）等がそれぞれ事業実施主体として申請することは可能ですか。	事業実施主体としての要件を満たしており、申請するほ場に重複が無ければ、申請は可能です。
3-4	地域農業再生協議会で申請したいのですが、事業対象地区は、管内の特定の地区を想定しています。問題ありませんか。	特定の地区のみを対象とした申請でも問題ありません。対象地区を地図等で明確にした上、申請願います。
3-5	麦・大豆生産技術向上事業において、一つの産地の中で、「生産性向上の推進」「営農技術の導入」「機械・施設の導入」で事業実施主体が異なっても問題ありませんか。	- 事業実施主体は「生産性向上の推進」の取組を必ず行うこととしていますので、全ての事業実施主体は、生産性向上に寄与する取組を行う必要があります。 「営農技術の導入」と「機械・施設の導入」は必須ではないので、例えば、事業実施主体 A が「生産性向上の推進」と「営農技術の導入」に取り組み、事業実施主体 B が「生産性向上の推進」と「機械・施設の導入」に取り組むことは問題ありません。なお、A と B の申請は重複しないこと、事業申請は別々に行うことが必要です。
3-6	地域農業再生協議会等一つの組織が異なる複数の事業実施計画書を策定することは可能ですか。	1つの事業実施主体による複数の事業実施計画書の申請を認めると、恣意的に地区割を行い、採択されやすい成果目標を設定すること等補助事業の効率的な執行に影響が生じ得ることから、1事業実施主体の申請は一本の事業実施計画書にまとめてください。 - なお、本事業においては、受益地がAとBの地区で物理的に離れていても問題はありません。また、予算内であれば、事業実施計画書を変更し、受益地を拡大することも可能です。

		たとえば JA が申請する場合等、その支所が実施要領第 2 の 1 の事業実施主体の要件を満たし、単独で事業実施主体となることができる場合は、支所ごとに申請することは妨げません。その際は、明確に支所ごとに対象地区を区分してください。
3-7	過去に、地域農業再生協議会や農業協同組合等が事業実施主体で、その受益者もしくは、国産化プランで中心的農業者等に位置づけられ本事業を活用していたが、今回、自らが事業実施主体となり申請することは可能か。	- 事業実施主体の要件を満たしている場合は申請可能ですが、過去に地域農業再生協議会や農業協同組合等で事業活用した際の受益地と今回申請する受益地とを対外的に説明できるよう整理してください。特に、過去と全く同じ営農技術導入メニューを選択する場合は、同じほ場ではないことを確認してください。 - 成果目標についても、過去に設定した成果目標との整合性がとれるよう整理してください。 - 逆の場合（過去に自らが事業実施主体となり、今回再生協議会等の受益者として事業を活用する場合）も同様となります。
3-8	事業実施計画書の第 2 の 3 の取組後（〇年度）の考え方を教えてください。	事業の目標年度を想定しています。
3-9	事業を実施している（実施を予定している）事業実施主体が、年度途中で新たに事業要望することは可能ですか。 可能な場合、成果目標はどのように選択すればいいですか。	- 既存の事業実施計画書を変更して補助対象を拡大することは可能です。その場合は、新たに拡大した取組内容を含めたものに事業実施計画書を変更し、再度提出してください。 - 品目を新たに追加する場合は、追加した品目に関連する新たな成果目標を設定していただくことになります。 - 同じ品目で新たに取り組む場合は、追加で支援を行うことから、対象品目のそれぞれの成果目標が前回申請を上回る必要があります。 - なお、同じ品目で新たに取り組む場合は、原則、既存の事業実施計画書と同じ成果目標を用いることとしますが、何らかの事情により、別の成果目標を選択する必要がある場合は、事前に農政局等に相談するとともに（相談の結果認められないことがあります）、新たに設定した成果目標のポイントが前回設定したポイントと同等か上回る内容としてください。
3-10	追加の要望調査で新しい品目を追加した場合、品目ごとの合計ポイントを 2 で割ることになるので、以前の要望調査のポイン	採択については、追加の要望調査で算出したポイント（事例の場合は 9 ポイント）で判断されることになります。なお、以前の要望調査のポイントに遡って反映されません。

	トより下がるケースがあると思いますが、その場合、以前の要望調査のポイントが優先されますか。 例) 以前の要望調査 大豆のみ → 10 ポイント 追加の要望調査 大麦を追加 → 8 ポイント 結果 (10+8) / 2 → 9 ポイント	
(4 採択要件・成果目標)		
4-1	どのような基準で採択するのですか。	成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業実施計画から予算の範囲内で配分対象とする（採択する）予定です。
4-2	成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合には採択しないとのことですが、小麦と大豆を対象作物とする場合、それぞれで5ポイントが必要という解釈でよろしいでしょうか。 例：小麦：4ポイント、大豆：8ポイント (計(平均)：6ポイント) の場合は採択されないという理解でよろしいでしょうか。	複数品目を対象として事業を実施する場合には、それぞれの品目で5ポイント以上となる必要がありますので、お示しいただいた例については、採択要件を満たしていないこととなります。
4-3	現在、麦又は大豆の作付けを全く行っていない場合、成果目標のポイントをどのように算出すればよいですか。	前年の当該作物の作付けが全くない場合、成果目標については、単収の増加や労働時間の削減等を選択し、都道府県の平均値又は地域の平均値との比較による増減を算出してください。

4-4	成果目標として、大豆の作付面積の拡大を予定していますが、ブロックローテーションで目標年度は大豆の作付面積が減少する年度となります。この場合は、目標年度を前倒しすることは可能ですか。	目標年度の前倒しはできません。目標年度で達成可能な目標設定をご検討ください。
4-5	事業実施計画の成果目標における現状値について、災害等により直近年の記載が適当でない場合には、直近7中5 平均値を用いることは可能ですか。	可能ですが、その場合は、備考欄にその旨を明記の上、根拠資料を添付して下さい。
4-6	成果目標の「団地化率の向上」及び「団地化面積の向上」における団地化の定義を教えてください。	- 次の条件に該当し、一連の農作業の継続に支障が生じない水田及び畑地（都道府県において定められた団地化の基準面積以上に限る。）において、同一作物の作付けが行われている農地となります。 ① 畦畔で接続する2筆以上の農地 ② 農道、水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地 ③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地 ④ 段状に接続する2筆以上の農地 ⑤ 耕作者の宅地に接続している2筆以上の農地
4-7	成果目標の「単収の増加」のポイント算出方法を教えてください。	地域の平均単収と比較した単収の増加となります。算出方法は次のとおりです。 例) 現状値：地域単収 150kg/10a 事業実施主体単収 170kg/10a 目標値：地域単収 160kg/10a 事業実施主体単収 200kg/10a ※ 合理的な説明ができるのであれば、地域単収はどのように設定していただいても構いません。 <算出方法> $170/150 = 113.3\%$ $200/160 = 125\%$ $125\% - 113.3\% = 11.7$ ポイント

		※ 事業評価はポイント数での評価となります。 • なお、地域平均の現状値と事業実施主体の現状値は同じ年産としてください。
4-8	成果目標の「団地化率の向上」のポイント算出方法を教えてください。	• 次の算式により算出した、現状値と目標値の差により算出します。 団地化率＝ $\left(\text{団地化する（された）対象作物の作付面積} \right) \div \left(\text{対象作物の作付面積※} \right)$ ※ 対象作物の作付面積は、現状値については現状年の面積、目標値については目標年の面積を用いて算出することとします。
4-9	成果目標の「団地化面積の向上」について、ポイント算出方法を教えてください。	• 次の算式により算出した、現状値と目標値の差により算出します。 団地化面積の割合＝ $\left(\text{団地化する（された）対象作物の作付面積} \right) \div \left(\text{全作物の作付面積※} \right)$ なお、受益地に畑地が含まれている場合は、畑地も含めた作付面積を分母としてください。 ※ 全作物の作付面積は、現状値については現状年の面積を用いて算出することとしますが、目標値については現状年、目標年のいずれの面積を用いて算出しても構わないこととします。 二毛作等により、同一のほ場で同年産の作物が複数ある場合、全作物の作付面

		積はのべ面積ではなく、重複を解消したほ場単位で算出してください。
4-10	成果目標の「需要に応じた品種転換」のポイント算出方法を教えてください。	次の算式により算出し、現状値と目標値の差により算出します。 $\text{需要に応じて導入する品種の作付面積の割合} = \frac{\text{需要に応じて導入する（した）品種の作付面積}}{\text{対象作物の作付面積}}$
4-11	成果目標の「スマート農業技術の導入割合の増加」のポイント算出方法を教えてください。	次の算式により算出し、現状値と目標値の差により算出します。 $\text{スマート農業技術導入割合} = \frac{\text{スマート農業技術を導入する（された）対象作物の作付面積}}{\text{対象作物の作付面積}}$ なお、スマート農業技術を導入する（された）作付面積については、同一作目で同じ圃場を対象としてスマート農業技術を2つ以上導入している（した）場合に、重複してカウントすることはできません。（同じほ場（10a）で、センシングに基づく可変施肥と営農管理システムの活用を導入した場合であっても、スマート農業技術が導入された面積としてカウントできるのは20aではなく10aとなります。）
4-12	水田麦・大豆産地生産性向上事業等を実施した事業実施主体が本事業に取り組む場合、同じ成果目標を選択することは可能でしょうか。また、その際の留意すべき点がありますか。	異なる事業であるため、同じ成果目標を選択することは可能ですが、同じ事業実施主体が取り組む場合は、水田麦・大豆産地生産性向上事業等の内容と整合を取ってください。
4-13	加算ポイントの内容は、いつまでに取り組む必要があるのでしょうか。	特に定めがないものについては、事業実施年度に取り組んでください。

4-14	加算ポイント「環境負荷低減事業の促進等に関する法律に基づく計画の認定」について、事業実施主体の構成員が1人でも認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがあれば問題ないか。	構成員1人でも構いません。
4-15	加算ポイント「フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合」のフレコンに準ずる形態とは具体的にどのような形態ですか。 また、具体的にどの段階でフレコン又はフレコンに準ずる形態になっていることが必要ですか。出荷は受益者全員が行う必要がありますか。	- フレコンに準ずる形態とは、コンテナ出荷を想定しています。 - なお、実需者に出荷する際に、フレコン又はフレコンに準じる形態である必要があります。 - 出荷については受益者の一部が行うことで問題ありません。
4-16	成果目標の「種子生産ほ場の集約化」の考え方を教えてください。	- 集約面積とは、以下のいずれかに該当し、一体的に栽培管理が可能なまとまりのある種子生産ほ場面積となります（団地化と同様の考え方）。 ① 畦畔で接続する2筆以上の農地 ② 農道、水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地 ③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地 ④ 段状に接続する2筆以上の農地 ⑤ 耕作地の宅地に接続している2筆以上の農地
4-17	成果目標の「種子の合格率の向上」について、現状において合格率が100%の場合、15ポイントとなりますか。	- 本事業においては、現状維持となる場合には、目標としては選択できないこととさせていただきます。 - なお、「種子更新率の向上」についても同様の考え方としています。
4-18	成果目標の「種子更新率の向上」について、事業実施主体が都道府県以外でも選択できますか。	種子更新率については、都道府県、市町村などまとまった地域でないと算出することが難しいため、都道府県、市町村、農業試験場、農業協同組合等、産地の種子生産を一手に担う事業実施主体が選択することを想定しています。

4-19	事業計画が不採択とされる成果目標の合計が5ポイントに満たない場合とは小麦、大麦・はだか麦、大豆、種子それぞれで5ポイントが必要という解釈でよろしいでしょうか。 例 小麦：4ポイント、大豆8ポイント (計(平均)：6ポイント) の場合などは採択されないという理解でよろしいでしょうか。	• 複数品目を対象として事業を実施する場合には、それぞれの品目で5ポイントが必要となりますので、お示しいただいた例については、採択されないこととなります。 • なお、成果目標が0ポイントの品目がある場合は不採択となります。
4-20	水田と畑地の両方で対象作物が作付けされている場合、作付割合の高い農地の成果目標を選択するとされているが、例えば、水田の作付割合が高い場合、成果目標の算出にあたっては、水田だけで算出してよろしいでしょうか。	• 対象作物が水田と畑地で作付けされている場合、成果目標は作付割合が高い農地の成果目標の項目を選択することになりますが、成果目標の算出にあたっては、水田と畑地をあわせて算出してください。
(5 生産性向上の推進)		
5-1	「生産性向上の推進」において上限額の算定に使う面積の考え方を教えてください。	• 生産性向上の推進は、地域の作付面積の大小により取組に係る経費や労力が異なることから、作付面積に応じて上限額を設定しています。
5-2	作付面積の考え方ですが、麦・大豆それぞれの面積ごとに上限助成金額が決定されるのでしょうか。	• 対象作物が麦・大豆いずれかの場合、それぞれの作付面積で上限助成金額が決まりますが、麦・大豆を対象作物とする場合は、麦・大豆の合計面積で上限助成金額が決まります。

5-3	「生産性向上の推進」については、既に自主的に取り組んでおり、追加の経費が必要無いのですが、事業で「生産性向上の推進」への補助を申請しないと、本事業に申請できませんか。	「生産性向上の推進」の取組が本事業では必須であるため、取組内容を事業実施計画書に位置付けていただく必要があります。そのうえで、補助が必要ない場合は、国庫補助金の必要額を0にしてください。 - なお、生産性向上の推進の取組を行った事実（会議の開催通知や議事録）が確認できるよう資料を保管しておく必要があります。
5-4	「生産性向上の推進」に係る支援は、「上限額」として示された額が一律支払われるのですか。	生産性向上の推進に係る経費は、地域の作付面積に応じて定められた上限額の範囲内で、実際に要した補助対象の経費を支援するものです。このため、必要となる経費を算出の上、事業実施計画書において記載し、申請してください。
5-5	団地化を推進する際の具体的な経費として、「試行的団地拡大」に係る経費があげられていますが、具体的にこういった場面を想定されていますか。	現在、麦または大豆の団地化を行っていないほ場について、団地化への協力を促すため、初年度に限り、地代相当分を支払い、試行的に団地化の取組を推進し、効果に関係者で確認することにより、翌年以降の自発的な団地化につなげるといった活用を想定しています。
5-6	「生産性向上の推進」の取組と「新たな営農技術等の導入」の取組は重複しても構わないでしょうか。	同じ内容の取組について、メニューの重複は認められません。
5-7	システム利用料や作業効率性を上げるために農業機械に接続し使用する通信機器やシステム導入、リース導入に係る事業費は補助対象となりますか。	- 当該システムの有効性を実証するために利用する場合、システム利用料や通信機器のレンタル料の1年分は対象となり得ますが、継続利用を前提としている場合は、ランニングコストとなり対象外となります。 - なお、実証する際に事業実施期間分の使用について、リースで対応できず購入せざるを得ない場合は、事業期間分の費用（耐用年数より算出）のみ支援対象となります。
（6 営農技術等の導入）		
6-1	営農技術の導入については、事業実施主体全体で同じ内容の技術を導入しなければならないのでしょうか。また、同じほ場に、	- 営農技術の導入については、要領の取組内容に合致する範囲内で、地域のほ場条件にあわせて複数の技術を選択することが可能です。 - 例えば「排水対策技術の導入」において、地域のほ場 100ha のうち、弾丸暗渠

	同じ技術区分から複数の技術を導入した場合、支援単価はどのように計算すれば良いですか。	に取り組むほ場が 60ha、チゼル深耕に取り組むほ場が 40ha 等、二つの取組を行うことも可能です。 - 他の技術区分にある技術を選択した場合には、それぞれの単価を足し合わせることが可能です。例えば、「排水対策技術の導入（助成単価 2,000 円/10a）」の弾丸暗渠の施工と、「高度排水対策技術の導入（助成単価 3,000 円/10a）」の有材補助暗渠の施工を同じほ場で行う場合、面積当たりの助成単価は、2,000 円/10a と 3,000 円/10a を合計した 5,000 円/10a となります。 ただし、事業実施主体は、選択した助成対象とする取組の助成単価の合計額が 10,000 円/10a 以内となるようにしてください。 - なお、事業実施計画書には、具体的に取組内容を記載することとしていますので、技術を限定して導入するか、幅広く導入するかについては、地域で判断してください。 (技術を限定した記載例) 「排水対策として弾丸暗渠を施工する」 (対象技術の範囲を広げた記載例) 「排水対策として弾丸暗渠・心土破碎・チゼル深耕の中からひとつ以上排水対策を実施する」
6-2	営農技術の導入について、麦、大豆への導入技術が同一の場合、麦、大豆のそれぞれの取組面積が支援対象となりますか。	それぞれ別々に行うのであれば、対象になります。

6-3	排水対策技術や播種技術を県独自で開発したのですが、それらは対象にはなりませんか。	- 導入による収量向上等の効果がデータで明らかとなっているとともに、都道府県や市町村が普及している技術であり、支援メニューのうち「排水対策技術の導入」「効率的播種技術の導入」「スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化」に該当するものについては、以下の要件を満たす場合、支援対象とします。 ①当該技術が地域で先進的な技術であること ②効果が研究機関等で実証されていること ③当該技術の導入により、掛かり増し経費が発生すること ④生産性の向上につながること ⑤都道府県において普及すべき技術として位置付けた技術であること - また、「地域特認技術」として位置付けられる可能性もあります。
6-4	対象技術として例示されていない技術は、本事業の対象にはならないのですか。	明記されている技術とは異なる技術については、地域特認技術等で対象となる可能性があります。
6-5	「需要に応じた品種転換」について、「実需者と播種前契約を結ぶ」とありますが、実需者とは誰を指しますか。また、売買契約を締結したことを申請時に契約書等で示す必要がありますか。	「実需者」は、生産者又は生産者団体から対象作物を購入する者（生産者団体を除く。）とします。この要件に合致する場合には対象となります。 - また、書面での契約を要件とします。記載項目については指定しませんが、一般的な契約事項に含まれる内容（数量、取引時期、取引に係る諸条件等）を含むものとしてください。 - なお、契約書については、計画申請時において示す必要はありませんが、事業報告時には、求められた場合に示すことができるよう保管しておいてください。
6-6	「需要に応じた品種転換」について、過去に作付していた品種への再転換は対象になりますか。	- 実需者が求めている品種であり、かつ、事業実施主体として新たに作付けする品種を対象とします。よって、過去に作付けしていた品種への再転換は対象外となります。 - 実需者が求めている品種であることを示すため、新たに作付けする品種を国産化プランに位置付けてください。
6-7	「需要に応じた品種転換」について、大麦から小麦など、麦種の転換も含まれますか。	麦種の転換も含まれます。

6-8	「麦種に応じた最適な施肥の実施」について、品種に応じた見直しも含まれますか。	品種に応じた施肥の見直しも含まれます。
6-9	「麦種に応じた最適な施肥の実施」について、「施肥配分や施肥方法の見直しに取り組む」とありますが、研修会等に参加するだけでもよいのでしょうか。	研修会等の参加のみでなく施肥配分や施肥方法を見直し、施肥まで行ってください。
6-10	新たな営農技術の導入のうち、ある技術の導入（例えば、効率的播種技術の導入）を計画していたが、何らかの理由で取組ができなくなった場合、割り当てられた金額を他の営農技術の導入に充てても良いですか。	- 割り当てられた予算内で計画を変更する合理的な理由があり、成果目標の達成に資する営農技術の導入であれば構いません。 - なお、当初の計画と異なる技術の導入が成果目標の達成に資するものか、事前に農政局等へご相談ください。
6-11	新たな営農技術の導入に取り組む場合、弾丸暗渠の施工などは自力施工でなく、全委託により実施してよろしいですか。	営農技術の導入については、その手段を限定しておりません。
6-12	新たな営農技術の導入の「土壌診断に基づく土づくり」について、診断の結果、有機質資材や酸度矯正資材等の施用が不要となった場合の扱いはどうなりますか。	本メニューは、問題となっている土壌肥沃度の低下対策として、土づくりを推進するメニューであるため、土壌診断の結果であっても、有機質資材、酸度矯正資材、土壌改良剤の施用等の生産性の向上につながる土づくりを行わない場合は、補助対象となりません。
6-13	新たな営農技術の導入の「化学肥料の低減」と「化学農薬の低減」の具体的な内容を教えてください。	- 化学肥料若しくは化学農薬の使用量を地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学農薬又は化学肥料の使用状況）以下かつ前作より1割以上の低減に取り組むこととしています。 - なお、前作と当年作で異なる肥料・農薬を使用する場合は、有効成分やリスク換算等を用いて合理的に低減されていると説明できる場合に対象となり得ます。

6-14	新たな営農技術の導入の「化学肥料の低減、」と「化学農薬の低減」について、作付ほ場が前年と異なっている場合でも構わないでしょうか。	問題ありませんが、使用量を 10a 当たりに換算するなど、前作と比較ができるように整理してください。
6-15	新たな営農技術の導入の「麦・大豆の新規作付け」について、対象となるのは、今まで一度も作付けしていなかった場合のみですか。	10 年以上対象作物が作付けされていない場合は、新規の作付けとみなしていただいて構いません。
6-16	新たな営農技術の導入の「地域特認技術」の具体的な内容を教えてください。	- 各都道府県において、地域の環境や農業の実態等を踏まえ、麦・大豆の生産性の向上に資すると位置付けた技術で、地方農政局長等が承認したものを支援の対象とすることとしています（排水対策技術の導入、効率的播種技術、スマート農業技術の導入を除く。）。 - また、承認に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。 ①当該技術が地域で先進的な技術であること ②効果が研究機関等で実証されていること ③当該技術の導入により、掛かり増し経費が発生すること - なお、地域特認技術の数について上限を設けることは想定していませんが、助成単価の総額は、都道府県ごとに 10,000 円/10a 以内となります。
6-17	新たな営農技術の導入の「地域特認技術」の助成単価はどのように設定すればよいでしょうか。	- 助成単価は地域特認技術の導入に係る直接経費（10a 当たり）の 1/2 となりますので、資材費等の積み上げにより設定してください。 - なお、単価には対外的に説明ができる地域単価を使用していただいて構いませんが、人件費は対象となりません。 - また、助成単価は 500 円単位（500 円未満切り捨て）としてください。

6-18	新たな営農技術の導入の「地域特認技術」はすでに普及が進んでいる技術でも構わないでしょうか。 また、全国的に普及が進んでいる技術でも構わないでしょうか。	地域の環境や農業の実態等を踏まえ、麦・大豆の生産性の向上に資する技術であれば、全国的に普及が進んでいても構いませんが、地域においては先進的な技術であることが必要です。なお、助成対象は新たに組み込んだ面積のみとなりますので、注意してください。
6-19	本事業は、水田麦・大豆産地生産性向上事業で承認された地域特認技術に取り組む場合は、改めて協議が必要となるのか。	水田麦・大豆産地生産性向上事業とは異なることから、改めて協議をしていただく必要がありますが、協議にあたっては、既存の根拠資料等を活用いただいて構いません。
6-20	輪作（ブロックローテーション）を行っており、同じほ場で毎年異なる作物を作付けしている場合、新たな営農技術の導入の考え方を教えてください。	輪作（ブロックローテーション）を行っており、前年に対象作物以外の作物を作付けしている場合は、当該ほ場における直近の対象作物の作付け時と比較することになります。
6-21	新たな営農技術の導入のうち、ある技術の導入（例えば、効率的播種技術の導入）を実施したが、自然災害が発生したため廃耕することになってしまった。この場合、支援対象とならないのか。	- 自然災害等により収穫前に廃耕した場合であっても、計画していた取組を実施した上で、肥培管理等が適切に行われていたのであれば、支援対象となり得ます。 - この場合、廃耕したことの理由書とともに、廃耕について自然災害等に起因するものであることの農業共済組合の被害証明や地域協議会等の確認（被害ほ場の写真、気象データ等を添付）資料が必要です。
6-22	「実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合」とは具体的にはどのようなことか。	- 実需者と意見交換等を実施し実需者の求める品質を把握するとともに、生産者の持ち込む小麦のタンパク質含有率などの品質分析を行い、分析の結果を翌年度の肥培管理等の生産の改善に反映させる取組とします。 - なお、タンパク質含有率を把握し翌年度の生産の改善に反映させる取組は必須としますが、既にこの取組を行っている産地等が、別の品質向上に資する取組（容積重やタンパク質含有率の安定化など）を追加で行う場合はこれを対象とします。

6-23	大豆極多収品種は、都道府県の奨励品種等に設定されている必要はあるか。	奨励品種等に設定をしている必要はありません。
6-24	大豆極多収品種の申請をする場合、現地実証試験等の結果として、一般栽培結果を使用しても良いか。	県で実施している実証試験等により、客観的に申請する品種が極多収であることを示してください。
6-25	大豆極多収品種の種子について、どのような者が対象になるのか。種子生産に取り組む場合とは、種子転用する分も対象になるのか。	- 種子転用する分は対象とはなりません。種子として販売する分が対象となります。よって、販売したことが分かる証拠書類をご用意ください。 - 栽培に当たっては、種苗法第 61 条第 1 項に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日農林水産省告示第 933 号。）」を遵守すること。また、生産のほか、登録品種や種子の販売等を行う場合においては、種苗法の関係規程（品種登録制度や指定種苗制度）を遵守すること。 （参考） ○指定種苗の生産等に関する基準 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/attach/pdf/index-12.pdf ○品種登録制度と育成者権 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/act/etc/seido_pamph_R4.pdf ○指定種苗制度の概要 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/attach/pdf/index-19.pdf ○稲、麦類、大豆の種子をめぐる状況 https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/attach/pdf/171116-33.pdf - 奨励品種等になっていないため原種がない場合は、自家採種の種子は使用しないこと。 - そらシリーズの場合は、育成者の農研機構から許諾を受けること。
6-26	大豆極多収品種に取り組む場合、播種前に売買契約を締結できない場合はどうすればよいか。	播種前契約が難しい場合、農協等集出荷団体への集荷契約でもかまいません。

6-27	7-2のメニューを選択した場合に、他のメニューの選択はできないのか。	7-2のメニューの対象ほ場（極多収大豆を導入・転換するほ場）は、他のメニューを選択できません。 - 一方、事業実施主体内で、7-2の対象ほ場以外のほ場で、7-2以外のメニューを選択したい場合は、別に事業実施主体として取組の助成単価の合計額上限1万円以内で支援することが可能となります。 例①：事業実施主体の大豆の作付面積50haのうち、10haを極多収品種に置き換え、残り40haのほ場と小麦のほ場50haについて、メニュー5と10に取り組む場合（麦と大豆で重複ほ場なし。単価は助成単価のとおり。） ⇒極多収に置き換えるほ場 $100(10a) \times 10,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 千円}$ メニュー5と10に取り組むほ場 $900(10a) \times (3,000 + 5,000) \text{ 円} = 7,200 \text{ 千円}$ 合計 8,200 千円支援可能 例②：事業実施主体の大豆の作付面積50haのうち前年に1ha極多収品種作付け、今回新たに9ha極多収品種に置き換え、残り41haのほ場について、20haでメニュー2、21haで5と10に取り組む場合（重複ほ場なし。単価は助成単価のままでは事業実施主体として合計1万円を超えるため、10の単価を4千円に調整） ⇒極多収に置き換えるほ場 $90(10a) \times 10,000 \text{ 円} = 900 \text{ 千円}$ メニュー2に取り組むほ場 $200(10a) \times 3,000 \text{ 円} = 600 \text{ 千円}$ メニュー5と10に取り組むほ場 $210(10a) \times (3,000 + 4,000) \text{ 円} = 1,470 \text{ 千円}$ 合計 2,970 千円支援可能
6-28	過去に同事業を活用し新たに技術導入をしたほ場について、取り組む内容を変える場合は、同じほ場で同じメニューであっても対象になるか。	- 当該ほ場において過去に同事業で取り組んだメニューに再度取り組むことは「新たな営農技術導入」とはなりませんので、補助対象とはなりません。他のメニューに取り組むことは可能です。 - ただし、同じメニューであっても、取り組む内容を変える場合は対象になり得ます。 例：2年前に「4 先進技術の導入」のうちカッターブレーカーによる幅広型心土破碎に取り組んだほ場で、新たに高速畝立て播種技術に取り組むことは可能です。

(7 機械・施設の導入)		
7-1	「生産拡大に向けた機械・施設の導入等」について、個人単位での申請は可能ですか。	- たとえば、集落営農組織においては、集落内でコンバインを所有し収穫する者は、集落営農組織ではなく、特定の農業者である場合があります。そのような組織の要望に応えられるよう、機械・施設の導入支援については、事業実施主体の事業実施計画書において、取組の中心的な農業者等（事業実施者）として位置付けられた農業者については、当該事業実施主体が採択された場合、事業実施者ごとに交付申請ができることとします。 - なお、事業実施主体や市町村・県の判断で、事業実施者からの計画の提出とその承認が必要と規定しても問題ありません。
7-2	国産化プラン及び事業計画に取組の中心的な農業者等として農業者の組織する団体を位置付ける場合、団体の構成員は受益農業従事者が5名以上である必要はありますか。	事業実施主体が取組の中心的な団体として位置付けるのであれば、受益農業従事者の人数は問いません。
7-3	機械・施設の導入について、時期的に終了している作業機械（播種機など）を導入する場合、導入年度に必ず使用しなければなりません。	目標達成のために必要な機械等であれば、計画策定年度に導入し、次年度の農作業から使用していただいて構いません。
7-4	機械導入の完了とは、機械の納品が終われば完了ですか。それとも当年度の機械使用後に完了となりますか。	- 完了日は機械の使用後ではなく、納品が終わり、完了検査等が終わった場合に完了となります。 - なお、交付決定前着手届により、交付決定前に納品した場合にあっては、交付決定等の事務手続終了後に事業完了となりますので、ご注意ください。
7-5	機械・施設の導入について、乾燥機と、それを設置し作業を行う建屋の整備が可能ということですか。	成果目標を達成するために導入する乾燥機を導入することは可能です。また、建屋については、例えば乾燥機と一体的に整備するものであれば補助対象となり得ます。

7-6	実施要領第5の3で、「事業費が導入する機械等ごとに 50 万円以上であること。」 「事業費の上限が、導入する機械等ごとに 5,000 万円未満であること」とありますが、乾燥機と建屋を一体的に整備する場合、建屋と乾燥機を別々で 5,000 万円まで計上できるということでしょうか。	• 建屋については機械等と一体的に整備することが必要となるため、一式として事業費が 50 万円以上 5,000 万円未満となります。 • なお、建屋のみでは汎用性が高いため補助対象外となります。
7-7	乾燥調製施設を整備する場合、構成する乾燥機や色彩選別機等が別々で 5,000 万円未満であれば、一式で 5,000 万円を超えても補助対象となりますか。	• 一体的に運用されるのであれば、一式として事業費が 5,000 万円を超える場合は補助対象となりません。
7-8	「ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費の上限なく、導入する機械ごとに 5,000 万円未満の補助金を交付することができる。」とありますが、具体的にどのような機械が対象となりますか。	• 例えば、播種機やコンバインなど、ほ場の中で利用する農業機械が対象となります。 • 乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機など）は対象となりません。
7-9	「事業費が 5,000 万円以上の機械の導入に係る補助金の上限は、当該機械ごとの受益面積 1ha につき 37.5 万円とする」とありますが、算出方法を教えてください。	• 算出方法は次のとおりです。 単価（37.5 万円/ha）×機械ごとの受益面積（目標年度）（ha） ※同一ほ場の裏作に係る受益面積（麦、大豆に限る）は、受益面積から除きます。 <算出例①導入する機械が 8,000 万円の場合> (i) 同じほ場に別の時期に作付けされた小麦 100ha、大豆 100ha の収穫を行うためにコンバイン1台を導入する場合 $37.5 \text{ 万円/ha} \times 100 \text{ ha} = 3,750 \text{ 万円} < 8000 \times 1/2 = 4,000 \text{ 万円}$ →補助金の上限額は 3,750 万円 (ii) 別々のほ場に作付けされた小麦 100ha、大豆 100ha の収穫を行うためにコンバイン1台を導入する場合 $37.5 \text{ 万円/ha} \times (100+100) \text{ ha} = 7,500 \text{ 万円} > 4,000 \text{ 万円}$ →補助金の上限額は 4,000 万円

		(iii) 小麦 70ha、大豆 70ha の収穫を行うために各専用コンバインを1台ずつ導入する場合 小麦用：37.5万円/ha × 70ha = 2,625万円 < 4,000万円 大豆用：37.5万円/ha × 70ha = 2,625万円 < 4,000万円 →補助金の上限額は、それぞれ2,625万円 <算出例②導入する機械が110百万円の場合> (i) 小麦 70ha、大豆 70ha の播種、収穫を行うために播種機（トラクタ込み）及びコンバインを1台ずつ導入する場合 播種機：37.5万円/ha × (70+70)ha = 5,250万円 > 5000万円 コンバイン：37.5万円/ha × (70+70)ha = 5,250万円 > 5000万円 →補助金の上限額は、それぞれ5,000万円未満 ⑤小麦 120ha、大豆 120ha の収穫を行うためにコンバインを1台導入し、現有機1台と併用して収穫を行う場合（導入機械では、小麦 80ha、大豆 80ha を収穫） ※ 現有機の併用利用を前提とした機械導入は、過剰投資ではないことを合理的に説明できる場合に限ります。 37.5万円/ha × (80+80)ha = 6,000万円 > 5,000万円 →補助金の上限額は5,000万円未満
7-10	下限事業費、上限事業費は消費税を含みますか。	下限事業費、上限事業費ともに、消費税抜きとなります。
7-11	導入等する機械等は、現有機よりも型式が新しいものであれば「更新」にあたりませんか。	- 現有機と比較し、導入する機械の機能向上内容を確認してください。その機能向上している内容が、生産性向上に寄与するものであることを確認してください。 - 判断に迷う場合は、農政局等へ御相談ください。
(8 都道府県及び市町村による生産性向上の取組)		
8-1	都道府県・市町村が推進のために必要な経費への支援はありますか。	- 麦・大豆の生産拡大や生産性向上を図るためには、都道府県や市町村の支援も重要です。このため、都道府県や市町村が麦・大豆の生産拡大や生産性向上を推進するために必要な経費（例：出張旅費、説明会開催経費等）について支援することとしています。 - ただし、補助金の交付に係る振込手数料は対象外となります。